令和８年（フ）第８２３号
広島市東区戸坂くるめ木１丁目９番30―103号　ラックビル
債務者　河谷　　忍
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第９１号
佐賀県杵島郡江北町大字山口1311番地　シュクルⅠ101号
債務者　白﨑　眞弓（旧姓阿部）
1　決定年月日時　令和８年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

令和８年（フ）第２３号
岐阜県可児市兼山1166番地17
債務者　伊藤　椎菜
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

令和８年（フ）第５５０号
神戸市長田区四番町１丁目９番地の３　ビエント上沢605号
債務者　瀧口　文子
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２０６号
長崎県長崎市新戸町２丁目８番６号　蓑田ハイツ203
債務者　向井　里美
1　決定年月日時　令和８年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１１９号
神奈川県厚木市飯山南２丁目31番17号　グループホーム輝
債務者　小池　美奈
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第９２号
青森市浪岡大字下十川字村元59番地１　有料老人ホームはぴねす、旧住所青森県黒石市大字後大工町36番地３
債務者　有馬　清春
1　決定年月日時　令和８年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
青森地方裁判所弘前支部

令和８年（フ）第３８０号
神奈川県小田原市栢山1046番地　市営柳町住宅５号棟68号室
債務者　鈴木美月（旧姓山田）
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２号
大分県速見郡日出町大字藤原1996番地３　イーグル加藤103
債務者　工藤　祐二
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

令和８年（フ）第３０号
大分県国東市国東町安国寺1529番地３
債務者　猪俣　和也
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

令和８年（フ）第７９号
山口県宇部市西宇部北７丁目13番23―402号
債務者　清水　聖哉
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
山口地方裁判所宇部支部

破産手続廃止

令和８年（フ）第７１２号
東京都八王子市狭間町1800番地６
破産者　山田　洋史
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第８５７号
東京都西東京市緑町２丁目17番18号コーポ仲山201号
破産者　荒川加代子
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第９２９号
東京都八王子市元本郷町２―１―15―107、住民票上の住所東京都八王子市楢原町1045番地サンハイムモリック204号
破産者　瀬戸　優奈
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第１８５号
福井市大和田二丁目1212番地
破産者　株式会社ねこせや
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第２５７号
福井市西木田一丁目20番13号
破産者　有限会社岩永靴店
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第３２８号
福井市神当部町19号54番地
破産者　株式会社健康堂本舗
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１２号
福井市大和田町第53号１番地
破産者　株式会社ＴＡＫＵ建築工房
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係